

戸田市パートナーシップ・ ファミリーシップ届出制度 の手引き

戸田市

目次

| | |
|-------------------------------|------|
| はじめに | P.1 |
| 1. 戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度とは | P.1 |
| 2. 届出を行うことができる方 | P.2 |
| 3. 届出に必要な書類 | P.3 |
| 4. 届出の流れ | P.4 |
| 5. 届出受理証明書及び届出受理証明カード | P.6 |
| 6. 届出受理証明書・届出受理証明カードの再交付 | P.7 |
| 7. 届出内容の変更 | P.9 |
| 8. 届出受理証明書及び届出受理証明カードの返還 | P.11 |
| 9. 無効となる届出 | P.13 |
| 10. Q&A | P.14 |

はじめに

戸田市では、性的指向又は性自認に係る性的マイノリティの自由な意思が尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すため、令和4年10月11日から「戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を開始します。

パートナーシップ・・・双方又は一方が性的指向や性自認に係る性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合うことを約束した関係

ファミリーシップ・・・パートナーシップを結ぶお二人とファミリーシップ対象者（パートナーシップを結ぶお二人の双方又は一方と生計を一にする子や親等）が家族として協力し合う関係

1. 戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度とは

パートナーシップ届出制度

お互いの関係が「パートナーシップ」である旨の届出書を提出した、双方又は一方が性的マイノリティのお二人に対して、市から届出受理証明書などを交付する制度です。

ファミリーシップ届出制度

パートナーシップの届出をする方に子どもや親等がいる場合、家族の関係にあることを届出することができる制度です。

2. 届出を行うことができる方

パートナーシップの届出を行うとき

双方又は一方が性的指向や性自認に係る性的マイノリティであるお二人で、以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 届出日において、双方が18歳に達していること。
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - 双方が市内に住所を有していること。
 - 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が届出日から3か月以内に市内への転入を予定していること。
 - 双方が届出日から3か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) お互いが近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族）でないこと。（養子縁組によって近親者となった者を除く。）
- (4) 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと。
- (5) 届出をしようとする相手以外にパートナーシップその他類似の関係にある者がいないこと。

ファミリーシップの届出を行うとき

- (1) パートナーシップ届出者の双方又は一方の子（養子を含む）や親（養親を含む）等であること。
- (2) パートナーシップ届出者の双方又は一方とファミリーシップ対象者の生計が同一であること。

3. 届出に必要な書類

パートナーシップの届出を行うとき

- (1) 戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書
- (2) 【市内に住所を有する場合】住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(同一世帯であれば1通で可)
※届出日以前3か月以内に発行されたものに限りです。
※本籍地、住民票コード、個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。
※【市外に住所を有する場合】転入後に住民票の写し等を提出してください。
(9ページ参照)
- (3) 戸籍全部事項証明書(お二人が養子縁組をして同一戸籍であれば1通で可)、
戸籍個人事項証明書、独身証明書など婚姻をしていないことが確認できる書類
※届出日以前3か月以内に発行されたものに限りです。
- (4) 【通称名の記載を希望する場合】日常生活において通称名を使用していることが
確認できる書類
- (5) 本人確認書類
※有効期限があるものは期限内のものに限りです。

| 【1枚の提示で可能なもの(例)】 | 【2枚の提示が必要なもの(例)】 |
|---------------------|------------------|
| ・個人番号カード(マイナンバーカード) | ・健康保険証 |
| ・旅券(パスポート) | ・年金手帳 |
| ・運転免許証 | ・学生証 |
| ・在留カード又は特別永住者証明書 | ・社員証 |

ファミリーシップの届出を行うとき

- (1) 届出者との関係性が確認できる書類
例・住民票の写し又は住民票記載事項証明書(届出者と同居の場合)
・戸籍全部事項証明書(届出者と同居していない場合)
※届出日以前3か月以内に発行されたものに限りです。
※住民票の写し等は、本籍地、住民票コード、個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。
※パートナーシップの届出に添付する住民票や戸籍全部事項証明書等にファミリーシップ対象者の記載があり、届出者との関係性が確認できる場合はその書類をもってあてることができます。
- (2) パートナーシップ届出者の双方又は一方とファミリーシップ対象者の生計が同一であることが確認できる書類

詳細はお問合せください。

4. 届出の流れ

①事前予約

届出を希望する日の1か月前から7日前までに電話、FAX、メール、電子申請のいずれかにて、届出日を予約してください。原則、電話の場合は電話、FAXの場合はFAX、メール又は電子申請の場合はメールにて、日時や場所等の確認連絡を行います。

- 電話の場合は、「届出するお二人の氏名・住所・電話番号・届出希望日（第3希望まで）」をお伺いします。
- FAXの場合は、「届出するお二人の氏名（フリガナ）・住所・FAX番号・届出希望日（第3希望まで）」をご記入ください。
- メールの場合は、「届出するお二人の氏名（フリガナ）・住所・届出希望日（第3希望まで）」をご記入ください。
- 電子申請の場合は、予約フォームから予約をしてください。

※届出日時は、月曜から金曜（祝日、年末年始を除く）の8時30分から17時15分まで（12時から13時までを除く）です。

※届出は原則、個室で対応いたします。

※ファミリーシップの届出を併せて希望する場合は、ファミリーシップ対象者の氏名、パートナーシップの届出をするお二人との関係性及び生計が同一であることについてもお伝えください。

【連絡先】

戸田市役所 市民生活部 協働推進課 男女共同参画担当
電話：048-441-1800（内線 428）
FAX：048-433-2200
メール：community@city.toda.saitama.jp

電子申請 予約フォーム



②届出

予約が確定した日時に必要書類をお持ちの上、届出をするお二人で予約した場所まで直接お越しください。

※書類に不備があった場合は、後日改めてお越しいただき、ご提出いただく場合があります。

③届出受理証明書及び届出受理証明カードの交付

届出から1週間後を目途に、届出受理証明書及び届出受理証明カードをお二人にそれぞれ1部ずつ交付します。窓口又は郵送による交付が可能です。届出時に希望交付方法を確認します。

※窓口交付の場合は、届出受理証明書及び届出受理証明カードの準備ができ次第、ご連絡の上、交付日時を決定します。

※郵送による交付を希望する場合、郵便料は自己負担となります。届出の際に切手をお持ちください。

※届出において、双方又は一方が戸田市に転入予定である場合は、戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受付票を交付します。転入後、受付票と変更届（9ページ参照）に伴う必要書類をご提出いただいた後に、届出受理証明書及び届出受理証明カードを交付します。

5. 届出受理証明書及び届出受理証明カード

届出受理証明書（A4サイズ）

戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書

第 号
年 月 日

戸田市長 印

戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱第5条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ届出を受理したことを証明します。

| 届出者 | | |
|---------|-------|-------|
| 氏 名 | 様 | 様 |
| 通 称 名 | | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |

| ファミリーシップ対象者 | | |
|-------------|-------|-------|
| 氏 名 | 様 | 様 |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |

届出受理証明カード（縦54ミリメートル、横86ミリメートル）

【第 号】
年 月 日

戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード

戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱第5条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ届出書を受理したことを証明します。

(本人) _____ 様 (パートナー) _____ 様
年 月 日生 年 月 日生

 戸田市長 印

(表)

この証明カードは、法律上の効果を生じるものではありませんが、人生のパートナーや家族として協力して暮らしていくことを市に届出されたことを証明するものです。
受理証明カードの提示を受けた方は、上記趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。
この制度を利用する方の性の在り方（性的指向、性自認等）やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いします。

| | |
|---------------------------|---------|
| 戸籍上の氏名（※通称名使用の場合） (本人) | (パートナー) |
| _____ 様 | _____ 様 |
| ファミリーシップ対象者 | |
| _____ 様 | _____ 様 |
| 年 月 日生 | 年 月 日生 |

(裏)

6. 届出受理証明書・届出受理証明カードの再交付

次の場合は、届出受理証明書や届出受理証明カードの再交付を申請することが可能です。

- (1) 届出受理証明書や届出受理証明カードを紛失したとき
- (2) 届出受理証明書や届出受理証明カードを毀損したとき
- (3) その他特段の事情があるとき

再交付申請手続きの流れ

①事前予約

再交付の申請を希望する日の7日前までに電話、FAX、メール、電子申請のいずれかにて、申請日を予約してください。電話の場合は電話、FAXの場合はFAX、メール又は電子申請の場合はメールにて、日時や場所等の確認連絡を行います。

- ・電話の場合は、「再交付を希望する方の氏名・交付番号・理由・電話番号・申請希望日（第3希望まで）」を伺います。
- ・FAXの場合は、「再交付を希望する方の氏名（フリガナ）・交付番号・理由・FAX番号・申請希望日（第3希望まで）」をご記入ください。
- ・メールの場合は、「再交付を希望する方の氏名（フリガナ）・交付番号・理由・申請希望日（第3希望まで）」をご記入ください。
- ・電子申請の場合は、予約フォームから予約をしてください。

※申請日時は、月曜から金曜（祝日、年末年始を除く）の8時30分から17時15分まで（12時から13時までを除く）です。

※申請は原則、個室で対応いたします。

【連絡先】

戸田市役所 市民生活部 協働推進課 男女共同参画担当

電話：048-441-1800（内線 428）

FAX：048-433-2200

メール：community@city.toda.saitama.jp

電子申請 予約フォーム



②申請

予約が確定した日時に必要書類をお持ちの上、再交付を希望するご本人が予約した場所まで直接お越しください。

※書類に不備があった場合は、後日改めてお越しいただき、ご提出いただく場合があります。

③届出受理証明書・届出受理証明カードの再交付

申請から1週間後を目途に、届出受理証明書や届出受理証明カードを再交付します。窓口又は郵送による交付が可能です。申請時に希望再交付方法を確認します。
※窓口交付の場合は、届出受理証明書や届出受理証明カードの準備ができ次第、ご連絡の上、交付日時を決定します。
※郵送による交付を希望する場合、郵便料は自己負担となります。届出の際に切手をお持ちください。

必要書類

- (1) 戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等再交付申請書
- (2) 届出受理証明書（毀損等の場合）
- (3) 届出受理証明カード（毀損等の場合）
- (4) 本人確認書類（3ページ参照）

7. 届出内容の変更

次の場合は、届出内容の変更を行ってください。

- (1) 届出者が市内に転入したとき。
- (2) 届出者が市内で転居したとき。
- (3) 届出者の氏名に変更があったとき。
- (4) ファミリーシップを解消するとき。
- (5) ファミリーシップを結ぶ者を追加するとき。
- (6) その他届出内容に変更が生じたとき。

変更届手続きの流れ

①事前予約

変更の届出を希望する日の7日前までに電話、FAX、メール、電子申請のいずれかにて、届出日を予約してください。原則、電話の場合は電話、FAXの場合はFAX、メール又は電子申請の場合はメールにて、日時や場所等の確認連絡を行います。

- ・電話の場合は、「氏名・交付番号・変更内容・電話番号・申請希望日（第3希望まで）」を伺います。
- ・FAXの場合は、「氏名（フリガナ）・交付番号・変更内容・FAX番号・申請希望日（第3希望まで）」をご記入ください。
- ・メールの場合は、「氏名（フリガナ）・交付番号・変更内容・申請希望日（第3希望まで）」をご記入ください。
- ・電子申請の場合は、予約フォームから予約をしてください。

※届出日時は、月曜から金曜（祝日、年末年始を除く）の8時30分から17時15分まで（12時から13時までを除く）です。

※届出は原則、個室で対応いたします。

【連絡先】

戸田市役所 市民生活部 協働推進課 男女共同参画担当
電話：048-441-1800（内線 428）
FAX：048-433-2200
メール：community@city.toda.saitama.jp

電子申請 予約フォーム



②届出

予約が確定した日時に必要書類をお持ちの上、予約した場所まで直接お越しください。

※書類に不備があった場合は、後日改めてお越しいただき、ご提出いただく場合があります。

③届出受理証明書及び届出受理証明カードの交付

届出受理証明書及び届出受理証明カードに記載の内容が変更となった場合は、届出から1週間後を目途に交付します。窓口又は郵送による交付が可能です。届出時に希望交付方法を確認します。

※窓口交付の場合は、届出受理証明書や届出受理証明カードの準備ができ次第、ご連絡の上、交付日時を決定します。

※郵送による交付を希望する場合、郵便料は自己負担となります。届出の際に切手をお持ちください。

必要書類

- (1) 戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容変更届
- (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（届出者が市内に転入した場合、届出者が市内で転居した場合、ファミリーシップ対象者を追加※する場合）
※届出者とファミリーシップ対象者が同居の場合
- (3) 戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受付票（届出者が市内に転入した場合）
- (4) 戸籍個人事項証明書等（届出者の氏名に変更があった場合）
- (5) 戸籍全部事項証明書（ファミリーシップ対象者を追加する場合）
※届出者とファミリーシップ対象者が同居でない場合
- (6) 届出者の双方又は一方と生計が同一であることが確認できる書類（ファミリーシップ対象者を追加する場合）
- (7) 日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（新たに通称名を記載する場合や通称名の変更の場合）
- (8) 本人確認書類（3ページ参照）
- (9) 届出受理証明書（記載内容に変更が生じる場合）
- (10) 届出受理証明カード（記載内容に変更が生じる場合）

8. 届出受理証明書及び届出受理証明カードの返還

次の場合は、届出受理証明書と届出受理証明カードを市に返還してください。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 届出者の一方が死亡したとき。
- (3) 届出に関する要件を満たさなくなったとき。
※転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により届出者の一方が一時的に市外に転出した場合を除きます。

返還手続きの流れ

①事前予約

返還を希望する日の7日前までに電話、FAX、メール、電子申請のいずれかにて、返還日を予約してください。原則、電話の場合は電話、FAXの場合はFAX、メール又は電子申請の場合はメールにて、日時や場所等の確認連絡を行います。

- 電話の場合は、「氏名・交付番号・返還理由・電話番号・返還希望日（第3希望まで）」をお伺いします。
- FAXの場合は、「氏名（フリガナ）・交付番号・返還理由・FAX番号・返還希望日（第3希望まで）」をご記入ください。
- メールの場合は、「氏名（フリガナ）・交付番号・返還理由・返還希望日（第3希望まで）」をご記入ください。
- 電子申請の場合は、予約フォームから予約をしてください。

※返還日時は、月曜から金曜（祝日、年末年始を除く）の8時30分から17時15分まで（12時から13時までを除く）です。

※返還は原則、個室で対応いたします。

※郵送での返還はできません。

【連絡先】

戸田市役所 市民生活部 協働推進課 男女共同参画担当
電話：048-441-1800（内線 428）
FAX：048-433-2200
メール：community@city.toda.saitama.jp

電子申請 予約フォーム



②返還

予約が確定した日時に必要書類をお持ちの上、予約した場所まで直接お越しください。

※書類に不備があった場合は、後日改めてお越しいただき、ご提出いただく場合があります。

必要書類

- (1) 戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届
- (2) 届出受理証明書
- (3) 届出受理証明カード
- (4) 本人確認書類（3ページ参照）

9. 無効となる届出

次の場合は、届出を無効とします。

- パートナーシップ又はファミリーシップを形成する意思がないとき。
- 届出の内容に虚偽があったとき。
- 不正な手段により証明書等の交付を受けたこと又は証明書等を不正に使用したことが判明したとき。

※届出の内容に虚偽があったときや不正な手段により証明書等の交付を受けたこと又は証明書等を不正に使用したことが判明したときは、届出受理証明書の交付番号を公表する場合があります。

10. Q&A

Q1. 婚姻制度と戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度はどのような違いがありますか。

A1. 婚姻は法律に基づき行われるもので、相続や財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利が発生します。

一方、戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度は、市が独自に実施するものであるため、法律上の権利や義務は発生しません。

Q2. 法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか。

A2. 本制度の導入が、性的マイノリティの困難や生きづらさの軽減につながり、自分らしく活躍することができるきっかけの一つになると考えております。

Q3. 戸田市に住んでいなくてもパートナーシップの届出をすることはできますか。

A3. 一方が市内に住んでいてももう一方が届出日から3ヶ月以内に市内へ転入する予定の場合や、お二人が届出日から3ヶ月以内に市内へ転入を予定している場合は届出をすることができます。なお、戸田市に転入予定の方を含む届出をした場合は、戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受付票をお渡しします。

Q4. 同居していないと届出できませんか。

A4. パートナーシップの届出は、必ずしも同居している必要はありません。また、ファミリーシップ対象者については、住所に関する要件はありませんので、市外に住んでいる場合や同居していない場合でも条件を満たせば届出ができます。

Q5. 養子縁組をしていても、パートナーシップ・ファミリーシップの届出はできますか。

A5. お二人が近親者（養子縁組によって近親者となった場合を除く）でなければ、パートナーシップの届出が可能です。また、養子・養親であっても、生計が同一であるなどの条件を満たせばファミリーシップ届出制度の対象となります。

Q6. 届出をすると戸籍や住民票に記載されますか。

A6. 戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度は、戸田市独自の制度であるため、届出をしても、国の法律に基づいた制度である戸籍や住民票の記載事項に記載はされません。

Q 7. 届出受理証明書等に通称名は記載されますか。

A 7. 届出受理証明書及び届出受理証明カードに通称名を記載することができます。通称名の記載を希望される方は、届出時に日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類をご提示ください。

なお、本制度における証明書及び証明カードに記載する通称名は、他の行政手続きにおける通称名使用を認めたり、民間サービスにおいて通称名使用することを保証したりするものではありません。

Q 8. 届出に費用はかかりますか。

A 8. 届出受理証明書や届出受理証明カードの発行に費用はかかりません。ただし、届出の必要書類によっては、取得に費用が発生するものがあり、その場合は自己負担となります。また、届出受理証明書や届出受理証明カードの郵送による交付を希望される場合は、送料を切手にてご負担いただきます。

Q 9. 個室で手続きをすることはできますか。

A 9. 届出（内容変更を含む）や再交付申請、返還の際は、原則個室にて対応いたします。

Q 10. 届出受理証明書や届出受理証明カードは即日交付されますか。

A 10. 審査のため、交付まで一週間ほどお時間をいただきます。

Q 11. 市外に引っ越しをするときは、どのようにすればよいですか。

A 11. 戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届を提出するとともに、届出受理証明書及び届出受理証明カードを返還してください。（転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により届出者の一方が一時的に市外に転出した場合を除きます。）

Q 12. どのように届出することができますか。

A 12. まずは、電話、FAX、メール、電子申請にて届出の予約をお願いします。なお、予約は届出希望日の1か月前から7日前までに行ってください。

Q 1 3. 届出はいつ行うことができますか。

A 1 3. 届出や届出受理証明書等の交付は、年末年始・祝日を除く月曜から金曜の8時30分から17時15分まで（12時から13時までを除く）となります。

Q 1 4. 外国籍でも届出はできますか。

A 1 4. 外国籍の方でも、市内に住んでいる、又は、市内への転入を予定していれば、届出をすることが可能です。なお、外国籍の方は、在日本大使館等の発行する婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳（翻訳者の氏名を記入）を添えて提出してください。

Q 1 5. 届出受理証明書や届出受理証明カードを持っていることで、どのようなメリットがありますか。

A 1 5. 戸田市において、記念樹の受け取り、市営住宅への入居申込みができます。最新のサービスについては、市ホームページをご確認ください。また、携帯電話の家族割引が適用される、生命保険の受取人にパートナーを指定できるといった民間サービスを受けられる場合があります。

Q 1 6. なりすましや悪用をされる心配はありませんか。

A 1 6. 戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度では、届出の際に届出者お二人でお越しいただき、本人確認書類の提示を求めることでなりすまし等を防止しています。また、証明書等を不正に使用したことが判明したときなどは、届出を無効とし交付番号を公表する場合があります。

初版 令和4年9月発行

戸田市 市民生活部 協働推進課 男女共同参画担当

〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1

電話：048-441-1800（内線428）

FAX：048-433-2200

Email：community@city.toda.saitama.jp